

異常な現象を観測した場合の 防災対応の流れ

地震発生直後の運用

- 「半割れケース」、「一部割れケース」においては、最初の地震発生直後ほど後発地震の発生可能性は高い
- 現在の南海トラフ地震情報の運用では、概ね30分後に調査を開始した旨、最短で2時間後に地震発生の可能性が相対的に高まった旨の発表がされる
- そのため、国は、可能な限り早く、大規模地震の発生に対する警戒を呼びかけ、住民や企業等は個々の状況に応じて防災対応を準備・開始する必要があるのではないか

<現在の南海トラフ地震情報の運用>

異常な現象が発生

概ね30分後
程度を想定

南海トラフ地震に関する情報(臨時)第1号

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合に発表

南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会において、
発生した異常な現象について評価

最短で2時間後
程度を想定

南海トラフ地震に関する情報(臨時)第2号

南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性について調査中または可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表

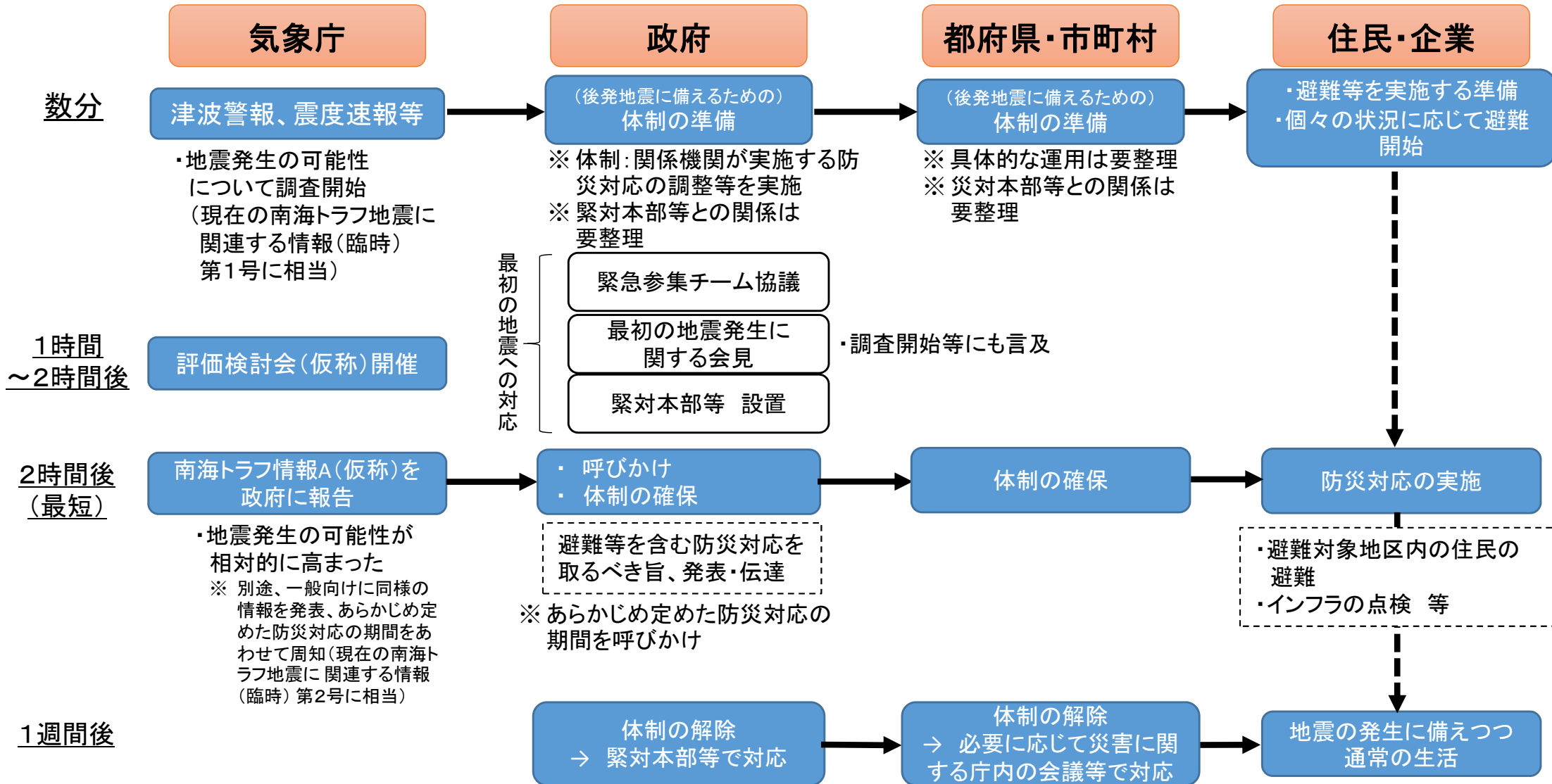
個々の状況に応じて
防災対応を準備・
開始

「半割れケース」における防災対応の流れのイメージ

○ 「半割れケース」における防災対応は、以下の流れを想定

＜南海トラフでM8クラスの地震が発生＞

社会の状況：震源域付近では、非常に強い揺れと高い津波により、甚大かつ壊滅的な被害が発生

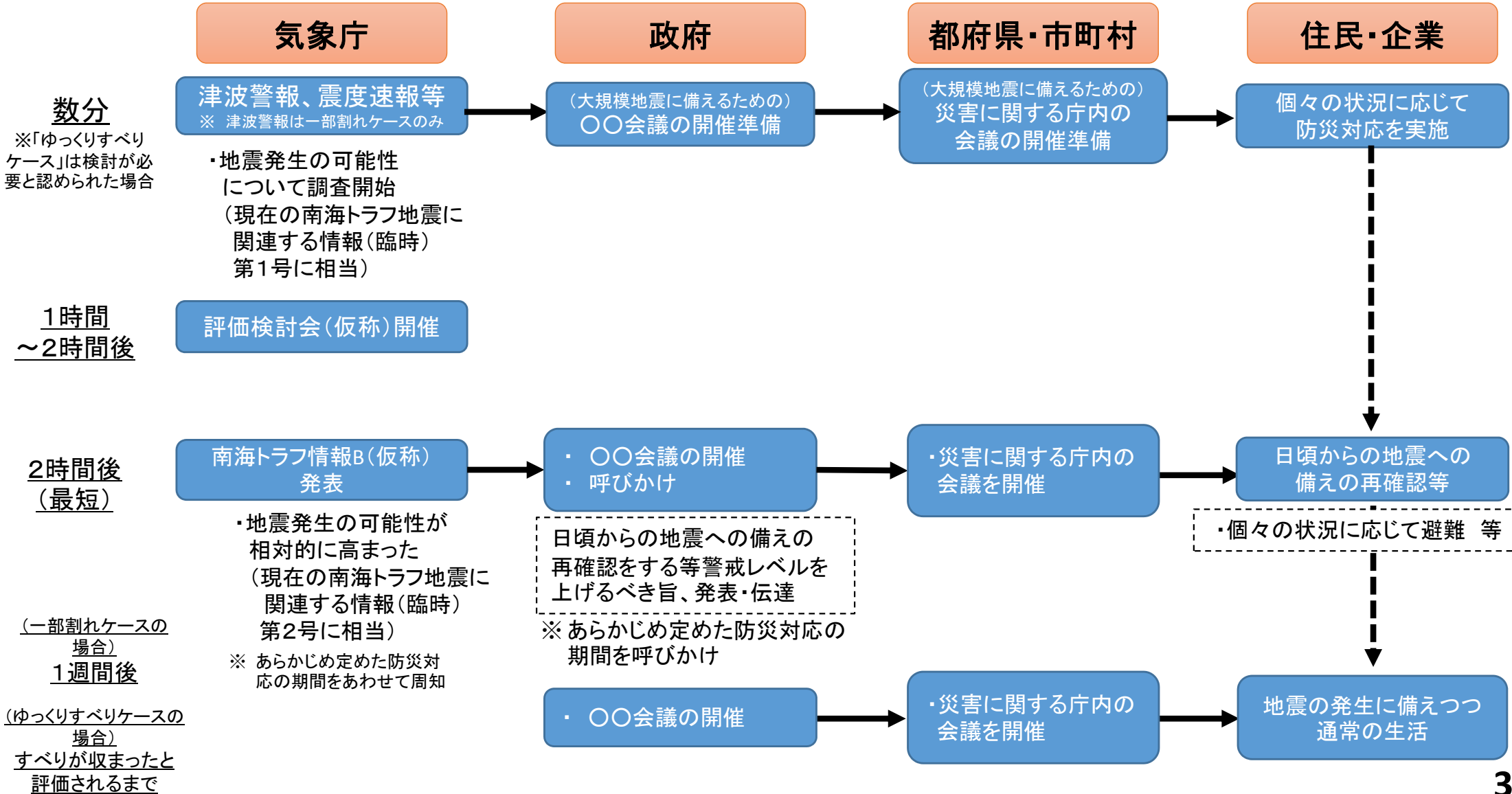


「一部割れケース」、「ゆっくりすべりケース」における防災対応の流れのイメージ

○ 「一部割れケース」、「ゆっくりすべりケース」の防災対応は、以下の流れを想定

＜南海トラフでM7クラスの地震 or プレート境界面でのすべりが発生＞

社会の状況：(一部割れケース)一部を除き多くの地域では被害が発生しない(「半割れケース」と比較すると大きな被害は発生しない)
 (ゆっくりすべりケース)地震動を感じることなく、また津波も発生しない



国から発表する情報のイメージ

○ 国から発表する情報としては、以下のイメージを想定

異常な現象を観測してからの経過時間	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべりケース
<p>数分</p> <p>異常な現象が確認された直後 (「ゆっくりすべりケース」は検討が必要と認められた場合)</p> <p>※津波警報等の情報発表に追加</p>	<p>南海トラフで大規模地震発生の可能性があり、調査を開始しました。</p> <p>できるだけ身の安全を守る行動を取ってください。</p>	<p>南海トラフで大規模地震発生の可能性があり、調査を開始しました。</p> <p>今後の情報に注意してください。</p>	<p>南海トラフで大規模地震発生の可能性があり、調査を開始しました。</p> <p>今後の情報に注意してください。</p>
<p>(最短)2時間程度</p> <p>異常な現象が各ケースに該当すると評価された時</p>	<p>大規模地震発生の可能性が相対的に高まっています。</p> <p>1週間程度、あらかじめ定められた避難対象者※は避難するなど、警戒してください。</p> <p>※「避難対象者」は市町村等が定める</p>	<p>大規模地震発生の可能性が相対的に高まっています。</p> <p>家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、警戒してください。</p>	<p>大規模地震発生の可能性が相対的に高まっています。</p> <p>家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、警戒してください。</p> <p>※すべりが収まり、すべっていた期間と概ね同程度の期間が経過するまで情報発表を継続</p>
<p>1週間程度</p> <p>あらかじめ定める最も警戒すべき防災対応の期間の経過後</p>	<p>地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきていますが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。</p> <p>地震の発生に注意しながら通常の生活を送ってください。</p>	<p>地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきていますが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。</p> <p>地震の発生に注意しながら通常の生活を送ってください。</p>	

住民の防災対応の流れ

○ 最も警戒する防災対応の実施期間の経過後は、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行うことでどうか

	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべりケース
発生直後 <small>※「ゆっくりすべりケース」は検討が必要と認められた場合</small>	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始	● 個々の状況に応じて防災対応を準備・開始	● 個々の状況に応じて防災対応を準備・開始
(最短) 2時間程度	防災対応 A ● 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難 ● 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個人の状況等に応じて自主的に避難 ● それ以外の地域の住民は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる	防災対応 B ● 日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる(必要に応じて避難を自主的に実施)	防災対応 B' ● 日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる
1週間程度			
すべりが収まったと評価されるまで	● 地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う	● 地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う	
大規模地震発生まで			● 地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う

※ 上記は標準を示したものであり、個々の状況に応じて変わるものである

「半割れケース」の防災対応について

- 地震発生の可能性や社会の状況等を踏まえると、津波からの避難が間に合わない地域※¹以外
は安全に配慮しつつ事業を継続することを基本とし、警戒宣言時の対応と同等以下の防災対応
を取ることが適切ではないか
- 防災対応を取るべき状況かどうかの判断が国に委ねられていること、広域な地域で避難等を適
切に行う必要があることから、国は市町村長等に防災対応を取るべきことを促すことが適切では
ないか
- 適切な防災対応を取るため、国・都府県・市町村は、それぞれで体制を確保し、関係機関との連
絡調整等を実施することが適切ではないか

区分	警戒宣言時の対応
避難対策等	避難対象地区(津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域)内の居住者等は避難
不特定かつ多数の者が出入する 施設関係	安全性が確保されている場合は営業継続可能
石油類、火薬類等の製造、貯蔵、 処理又は取り扱いを行う施設関係	周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため必要な緊急点検、巡視 の実施等その他施設の損壊防止のため応急的保安措置の実施
鉄道事業関係	強化地域※ ² 内への列車の進入禁止。ただし、震度6弱未満かつ津波等の被害のお それがない地域は運行可
交通対策(道路)	強化地域※ ² 内での車両の走行は、極力抑制

※1 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域の中から、市町村において津波避難施設の整備状況等を考慮して決定した地域

※2 東海地震により、震度6弱以上の揺れ等が発生する地域

○ 大震法と同じように、各主体の計画が矛盾なく調和のとれた形となる必要があるのではないか

大震法における各種計画の項目

【地震防災基本計画】

(作成主体：中央防災会議)

地震防災強化計画および地震防災
応急計画の作成を要する主体につ
いて明示

【地震防災強化計画】

(作成主体：都府県、市町村、指定行政機関、指定公共機関)

指定行政機関：24省庁

指定公共機関：高速道路会社、鉄道事業者、**通信事業者**、ガス事業者、
石油会社、電力会社、運輸事業者 等

【地震防災応急計画】

(作成主体：病院、百貨店、鉄道事業等の民間事業者)

- ①病院、劇場、百貨店、旅館**その他不特定かつ多数の者が出入りする施設** → **ショッピングモール**
(不特定多数人が出入する防火対象物で、複
合用途のうち、映画館、飲食店等を含むもの)
- ②石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- ③鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- ④地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業
- ・地震に伴い他に大きな被害をもたらす可能性を内在しているもの
鋳山、貯木場、人に危害を加える恐れのある動物がいる動物園、1000人以上の工場等
 - ・不特定ではないが行動能力に欠ける者等を多数収容にしているもの
学校、社会福祉施設
 - ・公益性が高く地震防災応急対策や災害応急対策を実施するうえで他に大きな影響を与える蓋然性がある
地方道路公社が管理する道路
 - ・一般自動車道路、放送、ガス、水道、電気、石油パイプライン

避難先の確保と運営について

- 避難する住民はできるだけ知人宅等への避難を考えてもらい、それが困難な場合に市町村は避難先の確保等の必要な対応をとることが適切ではないか
- 被災している状況とは異なり、水道・電気等のライフラインや地域の店舗は通常通りであると想定されることから、食料等は自ら確保することを基本とすることが適切ではないか

避難先の確保

- ・ 社会が混乱せずに冷静に必要な防災対応を実施するためには、避難する住民は、あらかじめ、安全な知人宅や親類宅等を自ら確保しておくことが重要
- ・ そのような対応が困難な住民に対しては、市町村は避難先の確保等の必要な対応をとる必要があるとともに、国や地方公共団体は、例えば避難先となり得る所有の施設の提供を関係機関に要請する等、必要な環境整備に努める
- ・ 市町村が確保する避難先は、避難予定者数を勘案の上、可能な限り屋内が望ましい
- ・ 実際の震度によっては、施設の耐震性能や天井の落下防止等の対策状況に応じて、一定のリスクがあることをあらかじめ住民等に説明し、住民と一緒に避難先を検討することが重要

避難先の運営

- ・ 日頃から自主防災組織の育成強化に努め、地域住民で協力して実施できる体制を構築しておくことが重要
- ・ 住民が避難する場合、被災している状況とは異なり、水道・電気等のライフラインや地域の店舗は通常通りであると想定されることから、食料等は自ら確保することを基本とする
- ・ 避難の対象となる地域の防犯等に対する取組についても検討しておくことが必要